

# 令和8年度出雲市観光おもてなし誘客事業補助金 募集案内

## 1 趣旨

出雲市内の魅力ある観光資源を活用し、観光客をおもてなしするために法人等が実施する誘客事業を予算の範囲内で支援し、観光誘客を行うものです。

## 2 募集事業の内容

提案者自らが実施する、地域の魅力ある歴史文化等を活用した観光客をおもてなしする誘客事業を募集します。

補助対象となる事業、対象とならない事業については下記のとおりです。

### 【補助対象事業】

- (1) 市内の魅力ある地域資源を活用した継続的なおもてなし観光誘客事業
- (2) 観光ガイド等の人材育成に係る事業
- (3) インバウンド誘客に係る事業
- (4) その他、継続的なおもてなしの取組が観光誘客に繋がると認められる事業

### 【補助対象とならない事業】

- (1) 単年度限りのイベント事業
- (2) ハード整備にかかる事業
- (3) 政治的、宗教的活動と認められる事業
- (4) 市の補助事業の対象となっている事業
- (5) 従前からの事業の財源を振り替えた事業（既存事業）  
ただし、事業を拡充する場合は、その拡充部分は補助の対象とします。

## 3 補助金

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とします。  
ただし、8月から11月までの間に実施されるイベント事業は10万円を上限とします。  
補助対象となる経費、対象とならない経費については下記のとおりです。

### 【対象となる経費】

- (1) 講師等謝金・費用弁償
- (2) 材料費及び消耗品費
- (3) 使用料及び借上げ料
- (4) 通信運搬費
- (5) 広告料
- (6) 印刷製本費
- (7) その他事業実施に必要と認められる経費

### 【対象とならない経費】

- (1) 飲食及び食材にかかる経費
- (2) 実施団体の通常の活動に要すると認められる経常的な経費  
なお、事業を実施した結果、収入増または支出減により余剰金が発生した場合、その相当額を減額します。

#### 4 応募資格

事業対象者は下記のとおりとします。

- (1) 市内に事業の拠点を有する法人
- (2) 法人格を持たない民間団体にあつては、以下の要件を備えているもの
  - ・団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること。
  - ・団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を市内に有し、市内で活動する団体であること。
  - ・規約等を有していること。
  - ・代表者が明らかであること。

#### 5 事業期間（事業着手～事業終了・精算）

実施：令和8年6月1日から令和9年2月28日、精算：令和9年3月20日まで

#### 6 応募申請

令和8年度実施事業は、1申請者につき1回のみ申請できます。

#### 7 応募締切

令和8年5月8日（金）17時必着

※締切後、「9」記載の審査を行います（先着順ではございません。）

#### 8 応募方法

補助事業認定申請書及び添付書類を、下記へ提出してください。（メールによる提出可）申請書様式は、出雲市HPからダウンロードできます。

##### 【提出先・問合せ先】

出雲市役所 観光交流部 観光課

〒693-8530 出雲市今市町70番地

TEL：0853-21-6588 FAX：0853-21-6585 メール：kankou@city.izumo.shimane.jp

#### 9 審査

- (1) 応募締切後、申請書類を基に審査を行い、申請者の中から、補助事業者を決定します（5～10事業程度）。
- (2) 審査については、本補助金交付要綱に記載する内容のほか、下記の点もあわせて評価して行います。
  - ・県外からの観光誘客、市内宿泊、市内周遊促進が期待できる事業であること
  - ・出雲市の閑散期の観光誘客に期待できる事業であること
  - ・創意工夫が凝らされ、市内の観光資源の再認識、PRが期待できる事業であること
- (3) 採択した事業については、チラシ・ポスター等に「出雲市観光おもてなし誘客事業補助金活用」を記載すること。その他、実施方法や執行額などに条件を付す場合があります。
- (4) 審査結果については、令和8年5月27日（水）までに通知予定です。

#### 10 実績報告

事業終了後、速やかに、実績報告書（様式第4号）、実施状況がわかる写真、作成印刷物（チラシ・ポスター）等を提出していただきます。

#### 11 その他

- ・事業内容等については、市、県、観光協会等関係機関と情報を共有します。
- ・国や県から一部経費補助を受けている事業は申請対象外とします。